

**東近江市特別職の職員の給与に関する条例及び東近江市教育
長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について**

東近江市特別職の職員の給与に関する条例及び東近江市教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 5 月 3 1 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

**東近江市特別職の職員の給与に関する条例及び東近江市教育
長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例**

次に掲げる条例の規定中「通勤手当」を「住居手当、通勤手当」に改める。

- (1) 東近江市特別職の職員の給与に関する条例（平成 1 7 年東近江市条例第 5 8 号）
第 3 条及び第 4 条第 1 項
- (2) 東近江市教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成 1 7 年東近江市条例第 6
0 号）第 2 条及び第 4 条

附 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由

特別職の職員を任用するための条件を整備するため、本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。